人材を育成したい経営者の皆様へ

有期美型即織。

活用のお勧め

経営者の皆様が、非正規社員(パート・契約社員等)に対し、正社員転換等を目的として 「有期実習型訓練」を実施した場合、国(厚生労働省)の助成を受けることができます。



有期実習型訓練とは…?

- ★ジョブ・カードを活用し、自社の業務に合ったOJT(実習)とOff-JT(座学等)を効果的に組み合わせた3か月以上6か月以内の職業訓練です。
- ★この訓練では、人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)を活用できますので、訓練の実施に要するコスト負担を軽減できます。また、正社員として雇用後、他の助成金の併用もできます。
- ★企業では、訓練期間を通じて訓練生の適性や職業能力などを判断したうえ、正社員と して継続雇用できるので、採用時のミスマッチや早期離職のリスクを軽減できます。

有期実習型訓練の概要

- 訓練期間:3か月以上6か月以内
- 総訓練時間数:(6か月当たり)

425時間以上

●総訓練時間数に占めるOJTの割合:

1割以上9割以下

- 対象者の主な要件:
 - ○正社員経験が少ない非正規社員 (原則、訓練実施分野で過去5年以内に概ね3年以上 通算して正社員として働いたことがない方など)
 - ○訓練実施企業で、訓練終了日または 支給申請日に雇用保険被保険者

助成の内容

- 「OJT(自社での実習)」の支給額
 - ●実施助成:760円(960円)/時間

(665円(840円)/時間)

- ●「Off-JT(座学等)」の支給額
 - ●賃金助成:760円〈960円〉/時間

(475円(600円)/時間)

●経費助成:10~30万円を上限

(7~20万円を上限)

※有期実習型訓練後に正社員等に転換された場合は、 経費助成の上限額が引き上げられます。

- ☆〈〉は生産性の向上が認められる場合の額、()は大企業の額。
- ☆ 事前に訓練計画届を作成し、熊本労働局長の確認が必要です。
- ☆助成金は、国が示す要件・条件を満たさない場合は支給されません。

★「ジョブ・カード制度」とは…?

3種類のシート (①キャリア・プランシート、②職務経歴シート、③職業能力証明シート) を活用した職業訓練を通じて、有能な人材を育成・確保したい企業と、労働者とのマッチングを促進する国の制度です。



熊本商工会議所

熊本県地域ジョブ・カードセンター

★国(厚生労働省)から委託を受けたジョブ・カードセンター が無料で支援を致します。お気軽にご相談ください。

TEL.096-312-0687 FAX.096-312-0688

人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)

「有期実習型訓練」手続きの流れ

企業(事業主) 訓練計画届の作成・提出

訓練の実施

訓練終了·支給申請

支給決定

ジョブ・カードセンター

- ●訓練カリキュラムの作成支援等
- ●キャリアコンサルティングの実施
- ★訓練対象者は「ジョブ・カード」を作成 し、ジョブ・カード作成アドバイザー による面接を受け訓練の必要性の 有無について確認を受けます。



(×キリトリ)

★ 経営者の皆さまで、詳しい説明をお聞きになりたい方はご連絡ください! ★

熊本県地域ジョブ・カードセンター TEL.096-312-0687

FAX.096-312-0688 E-mail: jobcard.kumamoto@kmt-cci.or.jp

	役職名	
事業所名	氏名	
所在地	Ŧ	
電話	FAX	
E-mail		
業種	□農林業 □漁業 □鉱業·採石業·砂利採取業 □建設業 □製造業	□電気・ガス・熱供給・水道業
(該当業種に ☑を付けて		□不動産業·物品賃貸業
ください)	□学術研究・専門・技術サービス業 □宿泊業・飲食サービス業 □生活関連サービス業・娯楽業	
	□教育・学習支援業 □医療・福祉 □複合サービス業 □その他サービス業	□公務(他に分類されるものを除く)